

論證史學のファタリズムとギゾオ時代

長, 壽吉

<https://doi.org/10.15017/2340914>

出版情報 : 史淵. 24, pp.37-60, 1940-11-20. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

論證史學のフアタリスムとギゾオ時代

長 壽 吉

一、ギゾオ總理—一八四七年の内閣改組—ギゾオ非難—豫言者—ギゾオの知能—從順な議員

二、四〇年事件の印象—必然の徑路—外交基準—ヴィクトリヤ女王の來訪—商船検査權問題—ブリッチャド事件—不信頼の増大—西班牙結婚事件—佛蘭西の名譽と敏感—信念

三、オルレアン侯の變死—攝政問題—王位繼承發案權—立憲する權利—オートソオンヌ鑛山事件—プラスラン公事件—凶作と經濟危機—教會派—共和派—政治論評—伊太利の問題—ロツシとギゾオ—イタリヤ聯邦案—二つの曲折—イタリヤの平靜

四、論證史學の風靡—政治と史學—Histoire pratique—ギゾオ史學—抽象家—哲學する史學—フアタリスム—理念と必然性—理論家—先驗的思惟—歴史的定命說

五、ギゾオの靜觀—革命の合法的意義—合法的權威—民衆統治權の否定—保守主義者か—システム—フアタリスム傳統—白色恐怖—ドカアズ政治批判—ベリ侯暗殺事件—マルテニヤク政治とギゾオ—特有の風格—唯一の正理論者—Raison の臣上權

昔のアウステルリッツの勝者將軍ニコラス・スウルトが、老軀健康の堪得ざる故を以つて、内閣總理を辭し、七月王國の内閣總理としてギゾオが就任したのは、一八四七年九月一九日のことである。然し一八四〇年事件以來、彼は王國後期政治の眞の中心を掌つてゐた人であつたから、この總理交迭は別趣なものを含んではゐなかつたが、ギゾオはこの機會に、少くも代議院に於ける反政府の形勢を轉換しようとして、閣員の更迭を種々に試みた。

七月王國內閣の一八四七年の改組は、實はギゾオが期待したほどの結果を齎さなかつた。形勢は依然として、政府と反對政黨との對立に緩和を生ぜず、改組その事が、この形勢の影響を脱することが出来なかつた。「改組は政黨關係に於て何等彼の方策も、地位も變更したることではなく、政府の威信をも齎さず、唯その無能の不評判が、却つて一層にその凡庸の不評判の上に加はるばかりであつたが、ギゾオは自ら以つて、政府がその悉くの弱點を除き得たものとして、強く恃つてゐた。」(ラヴィス『フランス近世史』第五卷、頁三六一)⁽¹⁾改組が試みられたのは、この以前數ヶ月のことであつたが、一向にギゾオの志すところに適せず。彼が總理として任じたことは、その繻縫であるとも觀られ、又、彼の自ら總てに當らんとする決意の故であるとも觀られた。

この政治上の危局の明らかなる一八四七年に於て、選舉法の改革、議會の改革の要求が喧噪を極めてゐた時に於て、ギゾオがこれを無視し、或はむしろ、無感覺に放置し、*juste milieu* を固守し、*la paix partout, toujours* を主張してゐたことについて、それが議院に於けるギゾオ非難の二三の如く、「全然皆無の政治」に歸すべきことであり、或

は「何ごとをも聞いて、而して唯保守政治のみを守る」ところの頑迷に屬すべきものであり、更に或は、「彼の樂天的な性格が、彼をして禍難を大きく視ることよりは、むしろ輕小視するに傾かしめた」ことに由ることであると、解釋することは(ピエール・ド・ラ・ゴルス『ルイ・フィリップ、一八三〇—一八四八年』頁三八四)⁽³⁾、その解説が、餘りに簡單に過ぎてゐると思はれる。

當時彼の關心が、外政の上に悉くされてゐた事が、この一見無知覺な態度に反映したものであるとのみにも考へられない。四〇年事件の發端から、數々の外政上の紛亂、殊に對英國の政策の困難に加ふるに、プロシヤとの關係を介せる中部歐洲の問題が、彼を圍繞してゐたとは謂へ、更に彼が其任に特に外務卿として在つたとは謂へ、苟くも王國政治の中樞に在つた彼が、内政の一面を無視し、或は無感覺した事のあり得ぬ事は、自のづから考へられる。七月王朝の後期がギゾオ時代として、唯ひたすらに没落の上に走つた如く見える事は、何人も疑問を置くべき處である。

七月革命のうちから國民の王の位を得たルイ・フィリップが、荏苒として不活動、むしろ自己の上のみの考慮に年月を過し、「革命のうち勝つためには、豫言者の出生をまたねばならぬ」と稱した如き態度は、國務を現前に執掌する政治家には、執り得ざるところである。「國王はこの豫言者を以つて彼自身なりとは判断せず、またそれ以上にギゾオを以つて豫言者なりとは考へなかつた。半ば老境の喪心から、半ば餘り能く視ゆることの恐怖から、將來に向つて眼をさち、稍乏しき睿智に自ら足れりとし、彼の生涯の永續に自ら恃んでゐた」如きものが(ド・ラ・ゴルス前掲書。頁三六二)⁽³⁾、ギゾオ政治に許されなかつたことは、その當時の政治界、ことに言論界の活潑な動向に照して、考へられねばならぬところである。

哲學に通じ、史學に秀で、完備した且つ宏壯な學的綜合の知能を有したギゾオが、單にその抽象の考察、形而上的の批判に終始して、現實の政治の形勢を過眼し、忘却し、或は注意し得なかつたものは考へられない。八年の長年月間、能く七月王國の政治を掌つた彼には、あり得ないことである。

四二年の議院が彼に有利な形勢を以つて、多數議席を政府の側に獲得したことは、實は一時の現象に過ぎなかつた。(ヴィクトル・ド・ブレッド『七月王國史』第二卷、頁四八二—三)⁽⁴⁾(ラヴィス前掲同書。頁二九一、及三〇〇)⁽⁵⁾四五
九席中の二六六席は決してそれ以前の形勢に照して、絶對にギゾオ政治に安定を與へる性質のものではなかつた。

「この議席の多數は、其日其日の政治を、慣習の溝の中で行つてゆくには足りてゐた。然し、形勢が、當代の諸事象と先入見の積み重なりで段々に大きくなつて行く時、それを迫き止めるには、勿論不充分である。治世の弱點と間もなく起つた没落との祕密が、そのうちにかくされてゐたその思想を、吾々は掘り尋ねる要がある。この凡ては、政界の人々、其の人々は總てを忘れてゐないと云ふ事態の下にある人々の上に、發見することができる。これら多數の「從順」な代議員には、完全の程度までの規律も忠實も無い。總てを忘れて終ふほどの献身も無い。革命的原理は、彼等に消滅すべきものではあつたが、しかも彼等は、それを彼等の胸の極く奥深い處には保つてゐたのである。拔擢のやうに彼等がそれを見た時でも、さては所謂保守政治を最も厳しく彼等が實行した時でさへも、彼等の壯年時代の見聞なり、教育なり、雜誌の論文なり、劇の所作なり、總ての自由主義的印象を、彼等は捨て、はるなかつた。これらの人々の上には、この思想の尊重が復活されるべきであつた。」(ドラゴルス前掲書。頁三五八—三五九)⁽⁶⁾

幼年の時から、精細な觀察をもち、透徹した推理と微妙な洞視さへも有つてゐたギゾオが、このやうな天下の形勢

を測知し得なかつたとは、何人も考へないであらう。(シャルル・プオタス『ギゾオの青年時代。』第八節の四、頁三七二—三九三)の

二

一八四〇年事件は、佛蘭西の國際地位を全く百俵下に墜落させた。この印象は、佛蘭西の人々殊に爲政者に、夢寐の間にも去り難きものである。ギゾオにも同様であつたに違ひない。この四〇年事件の興奮のあとを承けて政權を得た彼には、まづ興奮の平靜を圖ること、そしてそれが實に外國との親和關係の成立に由つて、恰も佛蘭西が決して國際孤立にあらざるが如く見せることに由つて、成ると考へられた。この事業は、彼の政權者としての最初のものであり、また主要なもの、或は最後のものでもある。 *juste milieu* & *la paix partout* もこゝに當然に生れ分つべきものであり、必然の徑路、ファタルなものである。

然しこの事業は、容易に到達されない性質を七月王國の終末まで繼續した。元來「七月王國政府は、英國との協和を以つて、その外交の基準としてゐた。これに由つて、全歐洲の平和が保たれるものと考へてゐた。然しこれは、佛蘭西にとつて、正當な保證と領土の擴張との總ての機會を、取逃がすものであつた。」(下・ブレッッド前掲言。頁四四五)^⑧ 一八四〇年の東方問題が好くこの意を示してゐるに拘はらず、しかもこのファタルな外交基準の關係は持續されねばならない。露西亞は惡意を示さざるまでも好意を佛蘭西にもち得ない。普羅西は險惡な疑惑を懷き、奧大利はこれに追從してゐた。

一八四三年九月には、ヴィクトリヤ女王が佛蘭西王を訪問した。オルレアン家と、ベルギー王族と、ハノオヴァ家の系族關係の集會が、巴里の街路に英國旗を翻がへさせて、「外交基準」の調整を祝喜させてゐたが、それは單なる典禮と交歡との一時の閃光に過ぎずして、*Le droit de visite* の紛糾は、この前後に依然として兩國關係にわだかまつてゐたのである。

「吾等は平和を尙ぶのみでなく、あらゆる事件にして戰爭を誘發する如きものは、さげなければならぬ」と、ルイ・フィリップ王が嘗て人に語つた言葉（ルイ・ブラン『十年史、一八三〇—一八四〇』頁號不詳⁽⁹⁾）の通りの事態が、この *Le droit de visite* 軍艦の検査權の事件に見られる。海上勢力の強盛な英國の權勢に屈伏するのは、フアタルなものであつたとは謂へ、一八四〇年の興奮を経過しては、唯々として佛蘭西政府が、英國軍艦の商船検査の權を、大西洋のいづれの沿岸に於ても承認し（一八四一年）、その後數年の交渉には、恒に英國の主張に従はざるを得なかつた。英國はウィン會議の結果、殊に奴隸の輸送に關して、アフリカ沿岸の商船の検査をなすことゝなつた。この検査權は實は何れの強國にも附與されるべきであつたのを、實際は海軍強盛の英國が獨占してゐた。しかもその検査を、佛蘭西商船の上にも行ひ得ることを要求し、七月王國のはじめには、佛蘭西政府が承認せざるを得なかつたのである。

（ラヴィッス『近世フランス史』其他⁽¹⁰⁾）

検査權の紛糾が單なる佛蘭西の讓歩、そしてこの讓歩が、「従順な代議員」に由つて政治的頽廢を明示しながら肯定されてゐた事は、いかに平和にのみこれ闘る政府とはいへ、餘りの無緊張を示すものとして、四〇年の興奮を平靜にする事の代りに、却つて益々激動を深くした。しかも間もなく再び屈從の方策が、*l'affaire de Prichard* に行はれた。

一八四二年、佛蘭西の一軍艦はマルキース諸島を占據し、次いでタヒチ島に上陸軍を送つた。この地の土人政權に對し、佛蘭西政府は保護を約することゝなつたが、この事は忽ち英國の勢力との衝突を惹起することゝなつた。英國は既にタヒチ島の保護權を得たりとし、藥種商ブリッチャドを領事としてゐた。紛争の結果、佛蘭西士官はブリッチャドを禁錮し、ブリッチャドは本國政府に告訴し、本國政府はブリッチャドの地位回復と賠償とを佛蘭西に要求し、かくて兩國關係の緊張甚しく、ギゾオ政府の承認、佛蘭西代議院の可決、そして一八四四年十月、ルイ・フィリップ王の答禮のため英國訪問などを経て、辛うじてブリッチャド事件は、何時の間にか平靜に近づくことを得たのであつた。

檢査權の事件とブリッチャド事件とは、七月王國政府ギゾオの方策が、外交の「基準」の調整に努力したものであつた。又努力せざるを得なかつた處であつた。それに由つて王權の強固と國內平靜とを圖る、必然のものゝされたが、却つてその結果としては、國內に於ける不信賴を増すのみであつた。政府方策に對する代議院の可否は、僅かに八票の差の多數賛成を示し、相當の不賛成を示してゐたが、議員の多數が既に四〇年の興奮を忘れたと云ふことだけで、世人は失望を感じてゐたのである。

西班牙結婚事件が示した成功と、對英國強硬方策とは、さほどに多くの慰撫を、前の二事件に失望した人々の上に與へなかつた。この事件の性質が、相當に微妙な影響を佛蘭西の國際地位の上に與へたものであつたに拘はらず、事が國民全般の上に關聯するところ薄いためであつたか、或は事件の解決の遂行に、常に退嬰的な態度と不明確さを伴つてゐたためであつたか、ギゾオ政府に對する信賴の點に於ては、依然として残るところ英國との嫉視に過ぎないと云ふ、感想を與へるものであつた。

然しこの事件には、ギゾオの言つた意圖が充分に實現され、彼の信念の在るところが明らかであつたことに於て、前の二事件とは趣を異にしてゐるものがある。マドリットの佛蘭西使節グレッソンに宛て、彼は書簡のうちに、「西班牙に獨逸の一公子が迎へられるといふことは、最も鋭利な打撃であり、佛蘭西の名譽に關する最も敏感なことである。」(テュロウ・ダンジャン『七月王國史』卷六、頁一五九)と言つたのは、英國が西班牙幼女王の夫として主張する、サククス・コブルグ公子レオポルドに關したことである。奧太利のメッテルニヒは例の如き現状維持を主とし、西班牙に於ける兩王系の調停を、結婚を以て試みようとしたが、世紀初以來度々の内亂を更ねた保守自由のこの兩王系の一致は、實現の希望なく、佛蘭西のモンパンシエ公、またこれに先だつオウマル公を結婚候補とする主張は、紆餘曲折して頗る穩密不明瞭の間に、國際問題となつてゐた。モンパンシエ公を幼女王の夫とせずしてその妹の夫とする案、カデイス公を幼女王の夫とする案などが、英國の強硬な主張の前に、翻弄される手段のやうに見えてゐたことなどは、長い日月を費して解決しなかつた問題に對する、ギゾオ政府の不活動として考へられてゐたが、然しともかくも彼は、「これに關する事件の總てを、精細な注意と敏捷を以て處理した。恰かも、彼の正理論者たる氣質からは豫期されぬやうに、」佛蘭西の名譽を維持して行つたのである。(ドラゴルス前掲書、頁三五四)⁽¹²⁾

「正理論者たる氣質からは豫期されぬ」といふことは、西班牙結婚問題の經緯が頗る複錯したことから、その間に處したギゾオの方策が、或意味に於ては現實的な臨機的な巧妙さを有したやうに、觀られることを指摘してゐるやうである。この觀點から前の二事件とこの事件とが、表面に於て不成功屈從と成功壓倒とを示してゐるものとして、それを認めることも出来るが、それよりは寧ろ、この結婚事件を以て、前二事件の上にギゾオ方策の意味を見直すこと

が必要である。

若しもさきに記したギゾオの言を、彼の一の信念の表示であると見るならば、しかもそれが佛蘭西外交の基準に照されることに於て、「名譽と敏感」との兩者の同時の達成の目的が、信念に對して穩密不明瞭の處理を伴ひ來るのも當然であつたらう。信念は必然の經路の上に立つものと解せられる。前二事件にして屈從なり不成功なりと觀られるものは、等しく信念に由つて、必然の經路の上に立たせられたものと觀ることに過まりがないであらう。

佛蘭西のあらゆる點に於ての屈辱、「無能」、「不活動」の結果として見られたる七月王國政治後期の外交は、また他の一面にしてそれはむしろ已むを得ざる失敗に誘かれた精神を、有してゐたものではなかつたらうか。前後に互る信念の系流が、そのうちに見出されるのではあるまいか。ギゾオの「樂天的な性格」と謂はれ、「禍難を輕小視し」、むしろ眼を蓋ふて過ぎたと見ゆるものは、その反面に、強烈な信念の系流が存したものでなかつたらうか。ひたすらに没落の淵へ走つたやうに見ゆる、ギゾオ時代に對する歴史上の疑は、斯くて、必然の徑路をうち立てた信念の方面から、解説を見出しうるであらう。四〇年事件の還境と國際狀勢のうちから選み出された「基準」は、信念としてギゾオ時代を貫き、そのための事の必然の發展が看取されてゐたのである。或は「全無皆無の政治」と評せられ、或は「忘却せざる從順なる代議員」と觀られ、そしてその殆んど悉くが唯七月王政の弛緩となつたものは、信念が必然の徑路を選んで、その上に立つた因果の關係であると、解し得られるのである。

三

一八四二年七月オルレアン侯の變死、即ち奔馬を御して落ちて頭ち死した後の、政治上の不安は、或は「王朝と共和政との間の阻石」の説から、王位繼承者の問題をめぐつて、揣摩臆測を以て滿たされてゐた。ギゾオを中心とする政府の方針と國王ルイ・フィリップの意向とに對した極左派の反對は、當然に議會に於ける論戰となり、八月中旬三日間の論戰の後に、辛うじて落着することを得た。

オルレアン侯男長子なほ四歳であり、攝政の人選に就いて、隨つて王位歸屬の順序に就いて、或はオルレアン后エレヌの性格と信仰との問題、オルレアン侯弟ネムウル侯即ち國王第二子の政見の問題などが、左右兩派の間に生じてゐたが、政府の提案は、國王第二子が攝政となり、オルレアン侯長男子が將來の王位繼承者であるべきことであつたのに對して、極左派は、國王第二子が長兄に比し保守的王朝的であることに由つて反對し、また概して王位繼承の決定權が英國に於ける如く、議會に存するか否かの問題に就いて、政府提案の即時採否が不法なりとして反對してゐた。政府提案は王意に合し、またオルレアン侯の遺言にも據つたものであつたが、この點からも極左派は反對し、王位に關する發案權を主張し、一八一四年憲章ならびにその以前ボナパルト家時代の法に、攝政の上の規定なきことを論じて、それを自由なる議會の權限としようとするのである。

當時ギゾオが、ルドリュ・ロラン等の説に反對して、政府案が當然即時採擇されるべきこと、議會が斯る事件に關して發案する權能なきことなどを論じたものは、彼をして保主的王朝的なりとし、或は代議制を無視したる強壓なりとする非難を被らしめるに至つたものであり、議會に於ける反抗、またこの後に於ける選舉に影響する形勢の發端であつたが、しかし能く、ギゾオが王朝政治下の必然の處理の理論に、忠實であつたことを示す。

「人若し社會の内心に、存在する或は存在すべきことを主張せんとするものあらば、そこに二つの權力がある。一は平常のもの、他は非常のものであり、一は憲法的なるもの、他は立憲的なるものである。前者は日常の時のために存し、後者は特定の時のために存してゐる。憲法に依つて存する政府は、實に組織ある社會の主權である故に、その外には、僥倖に浮び出て革命の機會を捉へる社會しか存在しない。革命は組織立てられるものでなく、また社會事物の正規の運行の間には、その合法的地位が認められるものではない。余は生涯に於て三つの立憲的權力を見た。即ち革命曆第八年のナポレオン、一八一四年のルイ十八世、及び一八三〇年の代議院である。然し眞相に於てはこれらの場合の票決は、悉く假定であり、無根據であり、また僞善でもある。云々」と、彼は、憲法に従つて組織されたる議會は、王政下に於て、攝政を決定し延いて王位繼承を左右する權限に在らざること、發案權を有たぬこと、政府の案に對し賛否を表明すべきものであること、之に由つて議會の正常なる存在を得ることを論じたのである。(下・ブレック下前掲書。頁四九六―四九七)⁽¹³⁾

同年オート・ソオンヌ鑛山疑獄事件があつた。同鑛山會社は、前閣員キュービエルの信頼をうけて、等しく前閣員テストに多額を贈賄をなし、テストはそのまゝにして大審院長として職に在つたことが露見した。テストがギゾオに親しかつたことから、世人はこれを以つてギゾオの上に非難を加へたが、同様に後年一八四七年には、ブラスラン公爵がその夫人を虐殺して隠匿し、露見して毒を以つて自殺した時には、等しくギゾオ政府の上に非難が加へられ、サント・ブウヴの如きは、「ブラスラン公爵の行爲は、革命の發展に對してギゾオの仕事と同じ意味を有つ」と言つた。これらの不徳が七月王政に對する攻撃を大ならしめたことは謂ふまでもないが、必しも、王政維持と秩序維持とのた

めのギゾオ政府の方策のみが、政治道德の頹廢を來したること、因果の關係に存するものと考ふべきものでなく、ましてギゾオがその信念に由つて理論家として終始したこと、は、何等の關係あるものとは考へられない。むしろ當時の一般の末流的浪漫主義の弊と、相通するものあることが考慮されねばならない。謂はゞギゾオ政府にとりては不慮の禍難であること、恰も一八四六年の大雨水害と凶作、延いて經濟危難の發生に比べられうるものである。

教會派、その多くがブルボン正統主義を持して現王朝を「篡奪者」とするもの、共和派、その多くが社會主義を持して概して王政を否定し、殊に代議員の資産資格を非難するものが、一八四六年前後から著しく擡頭しはじめた頃には、論證史學は政治見解に集中され、むしろ歴史學業績から派生した論評の範圍に發達して、その上に論證史學の哲學的な思索と論理とを攻述してゐた。ルイ・ブランの『十年史』が漸くその大きな「城崩し」と謂はれる影響を明かにしてゐる間に、ラマルチヌの『デロンダン史』が一八四七年に著された。この形勢と凶作からの危難との環境のうち、しかも内政外交ともに關聯するイタリア問題が、これもまた不慮の禍難の如くに、殆んど解決し難きディレンマとして現出してゐた。しかも又、之に對するギゾオ政策が、法王の地位とその時代の意義、並びにイタリアの政治状態について、理論的な必然の徑路を見出さんとしつゝあつたこと、そしてイスパニヤ結婚問題の系統を繼續して、英國との對抗を残しつゝ自由主義者等に攻撃され、フェララ占據に處して、對法王の態度を不明確にしつゝ、保守主義者の非難、且つ同時に自由主義者の非難をもうけてゐたことを見るのである。

ペレグリノ・ロツツンが一八四六年即位の法王ピウス九世の樞相として、ギゾオと合作したのがピウス九世の劃期的自由改革である。⁽¹⁴⁾ その結果はイタリアの國民主義勃興に對處して、法王下の「イタリア聯邦」の案となり、後年のナ

ポレオン三世の羅馬問題方策の先蹤となつた。ロッシがさきに佛蘭西學院の經濟學教授として、ギゾオと親しかつたことは謂ふまでもない。「イタリヤ聯邦」の案は、權力がこれを破壊せざる限り、理論としては當時のイタリヤ政情に正當であつたことは、何人も疑ひ得ない。

「やゝ不安な感じで懸念しながら外務卿（ギゾオ）は、羅馬から來る報告（ロッシを主とする法王國の）を読み、考へ、そして批判した。法王の寛仁な方策は、彼にとつて、二つの曲折を含むやうに見えた。もしそれが急進派に壓倒されるならば、その時には大きな革命が起るであらうし、又若しそれが國民統一の大運動のうちに没入するならば、その時には、ピエモンツの指揮の下で獨立運動が生ずるであらう。この二重の禍害を防止し、イタリヤの自由發展に穩健な性質を保つことが、ギゾオが思案してゐたところである。彼には、フェララ占據を準備する埃太利人の流義のやうに、反動策のうちに投ずることも許されず。また、佛蘭西の聲望にうち勝つ希望を以つてミント卿をイタリヤに送り、最も無謀な改革者たちを煽動して金をまくことを用意してゐるパルマーストンの眞似もできない。ギゾオは二回に亙つて彼のイタリヤ策を公にした。まづ一八四七年八月三日に元老院の演説で、ついでその九月十七日付の在外使臣への回章で公にした。イタリヤに於て彼が期待するものは、内部の平靜と、各邦領土の現状維持とである。同時に、各邦に於て順次に改革が行はれるべきこと、及び政府と人民との協力が生ずべきことである。」（ド・ラ・ゴルス前掲書。頁三八六）¹⁵⁾

四

「哲學なしの事實の探究は、事實なしの哲學の研究よりは過りが多い」といふ主義で、ジャン・シモンド・ド・シモンディが其の頗る浩瀚の『フランス國民史』を、ルソオ主義啓蒙思想に立つて、民約論の章法に倣つて書いてしたのは、一八二二年から一八四四年に亘る二十餘年間、まさに七月王國史の前期である。この史學の傾向は、當時に於て壓倒的なものであつた。(エドアルド・フクタ『近世修史學史』¹⁶頁四一四)。ルソオ主義啓蒙思想家に限らず、論證が史學の重要な任務であつたのは當時である。文學の大勢、言論の風潮、一般に照してさもあるべきことである。

一八二〇年乃至四八年の言論文筆の最も活潑であつた時代には、多くの文學者史學者が、一種の文化運動の圈内に存在した。彼等が嚴正批判を標示する諸種の自由主義刊行物(サンヌル・ユウロベエン、クウリエ・フランセ、コンステイテュシヨネル、ナシヨナル、タブレット・ユニヴェルセル)を通じて、政治的文化運動に關係したことは多大である。歴史家は、歴史眞實の探究論證を以つて史學に貢獻したと同時に、政治意見の歴史的根據を説明した。一八三四年のオウギヌスタン・ティエリ『歴史研究十年』の如き好き例である。歴史的根據を以つて、又その精緻な考證に立つて、政治及社會に關する意見を披露し論證するのである。「文學に於ける如く、政治は史學の上に必然的にその精神、思想を再生させた。一面に於て興趣と描寫との愛好、他面に於て現在に對する過去の教示を發見することである。この状態から、復興王朝の歴史家の七賢人を生じ、その業績の追憶に於て、今日の吾等が尙存在するのである。」(ルイ・アルファン『佛蘭西史學百年』¹⁷頁二七)。

保守主義的論證にフランソア・モンロジエ伯あり、これに對して、ガブリエル・マブリーの『フランス史考察』に於ける第三級民論を繼承して、ティエリあり、またフランソア・ギゾオがある。「熱情ありて常に若く、やゝ稚純なが

ら活氣に満ち、感情を重んじ、感激しまた移り氣であつたティエリに對し、「冷靜にして秩序あり、不屈撓の意志固く、比類なき理論的な努力家であり、悉く推論的にして、夙に青年時代より理論家であつた」のはギゾオである。(カミュ・ジュリアン『佛蘭西史家文粹序説』頁一五)⁽¹⁸⁾

この「冷靜にして意志固く理論家」であるギゾオは、まさに當時の論證史學者の中心である。所謂 *l'histoire pratique* は彼の周邊に於て、多くの歴史家を出した。一面にティエリが『ジャック・ボンノムの実録』、『ノルマンの英國征服史』を出して、文献の尊重叙述の洗練を誘導しつゝある間、一八二〇年を機とし、ベリ侯暗殺事件に關聯した政治意見の對立を以つて、論證史學の勢は滔々としてゐたのである。

ギゾオはソルボン大學に於て、ラクルテルの保守的王朝的な史論に反對し、教授を辭した後、殊に『佛蘭西史論』(一八二五年)に於て庶民の權利を論證し主張し、これに先たち『復舊以後の佛蘭西政治』、またこれに後れて『英國革命に關する備忘録』(一八二七年)に於て、マブリーの説を祖述し、デヴィット・ヒューム史學の經驗論に反對して、所謂「抽象家」たる面目を發揮してゐた。マブリーがヒュームに反對したのは、歴史事實に於ける理念の價値の主張であつたが、ギゾオも同様である。ティエリが *l'opinion* と稱し、フランソア・ミネが同様に呼んだものは、ギゾオに於て一層に哲學的に、抽象的に、心理的史因として考へられる。この「哲學する」ことの傾向は論證史學の性格であり、そこに先驗論を生じ、宿命論むしろファタリスムを生じ、歴史發展の必然性の考察も生ずる。

ギゾオの盟友であつたヴィクトル・クウザンが、所謂ジェルマニストとして、前代の史家マブリーのジェルマニストたるに比せられたのは、彼が獨逸の理念哲學に大に學ぶところあつたからである。折衷哲學とは言ひながら、クウザ

ンの『哲學的斷想錄』(一八二六年)は、歴史を明確に定義して *Geisteswissenschaft* と云ふべきものとし、理念の累進を説くこと正にカント亞流諸哲人と異ならない。理念論に由る獨逸史家ツェラア、パウル、ラウマアと同列に立つギゾオは、クウザン哲學の多大な影響下に在つた。歴史は理念累進の系路である。三段階を以つて人類の自由自覺が發展する。實證哲學の言ふ第三期は、まさに現在に到達してゐる。道義世界へ向つて、文化は歴史化して行く。そして現象の因果關係的發展には、*Notwendigkeit* が動かし得ない。ギゾオも亦ジエルマニストたるを免かれぬ。

シャトオブリアンはその『史的研究』⁽²⁰⁾のうちに於て、論證史學者を「ファタリスト派」の名を以つて呼んだ。論證史學は、哲學殊に政治社會に關する哲學と、文學との境界を行く如きものである。哲學は獨逸の理念論に據り、人文の窮極を道義世界へ向つて理念に由る累進の點に置く。そしてその必然性を肯定することが、ファタリスムとなる。文學は浪漫主義を繼承し、ロカルなまた庶民的な傳統の追憶、及びその寮圍氣の研究に由つて、過去事蹟を想起することから史學に齎される。

歴史的發展は *naturelle* であり *la suite logique* である。ファタルなものである。ミネはその『佛蘭西革命史』のうちに曰く「若し一たび改革が *nécessaire* となり來るならば、そしてその完成の時期が到來するならば、何ものもこれを拒むこと能はず、總てはそのために適處する」と。彼に従へば、恐怖政治も、那翁獨裁も、僧職民法も、皆凡て必然であり、革命は精神の解放の必然的結果である。同様の觀察が、ギゾオの著作⁽²¹⁾しかも七月王國崩壞の後、所謂ギゾオ時代の後の著作、『佛蘭西議會史』(一八六三年)にも、王權と民意尊重との因果關係に、必然的なる發展の上の論證が讀まれる。

一代の名著『佛蘭西文明史』（一八二九年）及び同時の『歐洲文明史』（一八二八年）は、理念論獨逸諸史家のものに比して著しく現實的である」とは謂へ（フタア前掲書、頁五〇七）、⁽²²⁾その特色は、一歴史事實に理念を發見し、一文獻に心情を發見し、一語句に思想主義を發見する論證である。その論證が現在に對する論證から一步を進めて、歴史發展の上に理念の累進を認め、これに包括されたる歴史の本質が、必然性を因果の關係にもつこと、そして有る可きこと、行く可きことの必要が、先驗的に把握されることの論證である。これを以つて見れば事物の進展は、有る可く行く可しと定められる先驗的思惟に由つて、必然の徑路に立たしめらるべきものである。ギゾオが冷靜なる推論を以つての理論家たるところは、こゝにある。之を現實の政治に對應する場合、それは無感覺ともなり、無爲ともなり、或は過小視する樂天氣質ともなつて評價される。

「道義世界に存するものは、恰かも天體の系體に存するが如く、その理法とその行動とである。」と、彼はその『佛蘭西史評論』（一八二三年）⁽²³⁾のはじめに記してゐる。フタタリスムとは、この歴史的定命説を言ふのである。現象は必然的連繫を以つて、不斷の生起生成をなしつゝ、過去のうちにあらゆる將來を包含する。史上の人格なり事象なり、個性的なもの、普遍的なもの、凡てはそれを支配する廣大無量の系流のうちに包括され、喚起され、生成し消滅する。論理的繼續を以つて必然的徑路が發展する。何もものもこの歴史的定命の外には存在しない。

五

七月革命時、ギゾオが殆んどその從來の政治上の活動を止め、靜觀をつづける態度に出でたこと、革命そのことに

は關係をもちながら、巴里群衆の暴動及びそれから生じた政治事件、たとへば、市廳露臺上のルイ・フィリップと市民軍及群衆指導者との對面、延いて群衆の歡呼の如きを、恰も第三者の如くに遠く視たこと、又七月王國政府の設立に當り、ルイ・フィリップの「國民王」たるを認めて、その政治に參與したことなどは、彼がその一種の變節とも云ふ可き態度を示したものであるとされ、同様に、ギゾオ時代に於ける政治が萎微と無能とに終つたものであるとして、考へられる場合がある。

然し、このことは偶々以つて、却つてギゾオが所謂理論家として終始したこと、隨つて、決してそのやうな意義に於てギゾオ時代の政治に援用して、觀察されるべきものでないことを示す。

七月革命の合法的意義は、彼にとりて立憲王朝の必然の改革として、うけ入れられたものと思はれる。新憲法を宣誓することに由つて、必然に佛蘭西國民の王位は、オルレアン家に與へられねばならぬと、彼は考へたと思はれる。

革命の擾亂は、勿論政治的無知識無經驗なる群衆に、政權を齎すものとして利用されるべきでない。合法的な改革の意義は、國民の總意を代表すべく組織付けられたる議會が政權を得ることである。彼が『英國革命史に關する備忘録』(一八二七年)のうちに論じたのは、この意に於ての革命の合法的意義である。

「ギゾオは革命に於ける合法性を維持することに熱誠である。唯一の合法的權威として殘されたる代議員の掌中に、今や群衆の手中に滑り落ちんとする權力を保有することに熱誠である。彼は法規から離れまいと努力する。事實は法規を作るものでないからである。彼は復興王朝の代議員として三色旗を掲げることを好まない。彼は王朝の議會が權限を逸脱して王を選定し、また一憲法と取換へに王冠を呈する如き解釋を好まない。彼はまた元老院議員から、その

身分爵位に由つての世襲の資産を、沒收することを否定する。彼は革命に由つて新に一公權が始まつたとは感じない。彼の法律家としての資質が、それに反對する。その上、舊來の權利が忽ちにして停止したところ、何處から新しいそれが出發するの。それとも、彼の眼前に今や忽然として顯はれたる民衆の統治權、それは彼が未曾て（理論的に）承認することなかつた民衆の統治權なるものから、出發するの。否、彼は恐怖を覺える。革命の閃光の下に、自由主義のギゾオは、保守主義者のやうに現はれる。」（シャルル・ブウタス『復舊王朝間のギゾオ』頁四七三—四七四）

或は自由主義から保守主義へ變節して、權勢に伏した人と見えたギゾオは、却つて實は、革命の合法的意義に忠實な理論家として一貫してゐたのである。必然に來るべき又行くべき事象の發展の信念を、理論的に持して、その理論に忠實なる服従をつゞけてゐたのである。

「原理の形態に組織付けたる一のシステムを、ギゾオはうち建てた。彼はその思想を合理の批判の下に従へ、これを單に事實の證明に由るのみでなく、論理の證明に由つた。抽象は、彼の政治思想のうちに導入された。この現實行動の人が眼前にする經驗なるものは、彼れ即ち歴史家が過去に探究するところの經驗と、對照される。これに關係なしに、彼のシステムは段々に現實から遠ざかつて行つた。元來彼の經驗の還境から出發した思想は、今や「理性に根據する」ことから、一の抽象的な真理として成立した。」（シャルル・ブウタス前掲書。頁四七六）⁽²⁵⁾

一八二〇年を機として、ティエリの史學が文獻學的傾向を次第に大きくするのに對して、ギゾオの史學及びこれを主とする論證史學が、政治批判の傾向を次第に大きくしたことに就いては、前節に大略を記した。この史的論證は、

ベリ侯暗殺事件以後の反動、ここにヴィレル首相の保守政治に對するものであつたことは謂ふまでもない。ギゾオに限つて見る時は、彼のその以前の自由主義主張が、この時に於て反動政治に對する灼熱的な興奮をなしたものであつた。彼の史學の上の最大なそして最重要な業績は、實にこの時期の前後に互つてゐる。

論證史學に於ける獨逸理念論の導入は、事象の發展の上の必然性の認識であり、これに由つて因果關係に系流する歴史を觀察して、理論として把握するものである。然し夙にこれに先だちて、神意の擴充を論ずるファタリスムが、ボッシュエに於て *la cause finale* となれ、これに對する自然論に於けるものに、コンドルセの *Raison* があり、チュルグオの *Protes* も亦これに類する。ミネ、ミッシュレ、ティエルの一八二〇年代三〇年代業績に、等しくこれを見る時に、ギゾオがこれら史家と等しく政治社會的論證を史學に由つたものは、「理性に根據する」抽象的な眞理なるものを、既にドカアズ政治の上に及ぼしてゐたことである。

ヴィレルの反動政治に反對した彼は、ドカアズ政治の一層の改革があるべきものに對して、非難を加へてゐた。有るべきこと、行くべきことの信念の披瀝であり、理論家としての、歴史發展に於ける必然性、そして佛蘭西史學に於けるファタリスムに對する、眞理の尊奉である。

「白色恐怖」は實に復舊王朝のはじめの、驚くべき政治の變態であつた。ウルトラの狂暴な一種の無秩序な革命報復の手段である。マルセイユ、アヴィニョン、モンペリエ地方のボナパルト派の殺戮は、ウルトラに煽動されたる無智群衆の無我無中の舉動であつたから、その鎮定は軍隊の秩序維持でも可能であつたが、ルイ十八世が「稀有議會」と呼んだものが殆んどウルトラに由つて占められ、特別法の制定を以つて、公然と官定の白色恐怖が行はれるに至つ

ては、ラ・ベドワイエル將軍、ネイ將軍の銃殺をはじめ、死刑のもの多數、狂氣のやうなウルトラとその手先きとは、あらゆる反ブルボン王朝のものを、僅かの緒に由つて罪に處して、これを全く根絶やさんとする、かの大革命時の恐怖政治に劣らぬものであつた。この無秩序は、流石にその逸脱を知つた王が、ウルトラの議會を解散したことによつて、辛うじて秩序に復舊することを得たものであつた。

ウルトラに反對する獨立黨及び立憲黨のうち、ギゾオはロワイエ・コラールとともに立憲黨の主たる人である。ウルトラ反對はウルトラとジュスイトとを有してゐたが、ジュール・ミシュレとエドガ・キネとのアンチジュスイト論は、まさにこのウルトラ反對のギゾオの立憲黨の政治論を繼承するものである。ロワイエ・コラールはそのソルボン講義の後繼として、ギゾオの盟友たるクウザンをもつ人である。

『復舊以來の佛蘭西政治』に於て、この當時ギゾオが主張したものは、有るべく行くべき佛蘭西政治の理論である。ドカス政治に對して批判したこの小著のうちの信念は、白色恐怖のウルトラ批判以來のものである。ドカス政治が選舉法の改革に於て連記投票を採決し、一面新聞法に自由を認めざる間に、獨立黨員の増加、グレゴワルの選出が生じて、危惧の餘り、連記投票を停止して區投票に改めんとし、或は二重投票制に考及んでゐた時、ギゾオはかの小著に於て、「選舉資格者の平等權に對する總ての變改に對する否定と拒絶、」及び、「かゝる變改が反革命の兆候たる證明、竝にそれが正當なる憲政改善の阻害たる所以」を、歴史的に論證してゐた。(ギゾオ『復舊以來の佛蘭西政治。』⁽²⁶⁾證頁號不詳)

ペリ侯暗殺事件當時、世をあげて政治結社に對する非難、シャルボンヌリその他祕密團に對する恐怖、左黨さへも

動搖して、政府が一舉に不安を芟除する方針をとらんとしてゐたその興奮の時に於てさへ、ギゾオは政略と司法との嚴然たるべき分界を論じて、理論家としての面目を、依然として發揮してゐたのである。(ギゾオ「陰謀と政治正義に就いて。』一八二二年)⁽²⁷⁾

ヴィレル政治とポリニャック政治との間、マルチニャックの自由主義再興の時に於ても、ギゾオの理論家たる點は變化しなかつた。左右兩派の間に困難な地位を保つてゐたマルチニャックが、所謂、「予は父を愛す眞の神を、また予は母を愛す革命を」といふ評語をうけながら、次第に自由政治の回復を志し、ヴィレル非難を以つて職を免ぜられたギゾオをソルボンに復歸させたことは、彼とギゾオ及びギゾオの政治主張との關聯を思はしめる。マルチニャックが教會の國民教育施設上の権限を縮小し、教會管理の中等教育機關を制限し、更にジュスイト教團に制壓を加へたことなどは、悉くギゾオの主張に合したものであつた。殊にマルチニャック政治の崩壞の因をなした地方行政改革案は、元來ギゾオが年來、それが代議員選出の上に多くの影響あることを以つて、改革の必要を考へてゐたものであつた。

斯くて復舊王朝の問題の年間、一八二〇年以後七月革命に至る間、ギゾオは理論家として終始してゐたのである。野に在る人と謂へ、廟堂に在る人と謂へ、彼のこの本來の政治觀が忽ちに於て一變するものと思はれない。一八四〇年に先だつ十個年の間に、彼が多くの現實の經驗を得たことも亦、論證史學のフアタリズムの業績に照し見て、根深きその理論の上に顯著な動搖を與へたものと思はれない。

「この九年間は(即ち七月革命前の期一八二〇年來を謂ふ)、ギゾオに彼れ特有の風格を與へたものである。それなしでは彼は、彼の如く歴史家であり彼の如く辯論家であることに於て、氣性の反對な點の考慮を除くならば、まさに

一の他のティエルであり得たのである。然し、政治家たり黨派人たることから、彼の風格は哲學者たることゝなつた。諸事象に指導された生代に人と爲り、彼自身一八一四年乃至一八二〇年の狀勢の思慮を收受して、ギゾオはこれを理論の上に保持することに力め、理性付けられた理想に基準した政治界をうち建てることに志し、事實をシステムに高めることを念じた。彼の僚友のうちで、彼のみが實は、一の原理に立つて正理論者たる名をはづかしめぬ人である。ロワイエ・コラルは何等の原理をも有たず、抽象と能辯とで行動の機會主義を色づけた。ブロレイとバラントとは原理の上に必要を感じ、或は主義の要素を見出して、何等それを形態として成立たせな。蓋し *Raison* の至上權なるものは、その創始者たる權利に由つて、ギゾオにのみ屬するものである。」(シャルル・ブウタス前掲書、頁三九九)ギゾオ時代の形勢は、論證史學のファタリズムとギゾオの業績とに據つて、その解説を見直すべきものと思はれる。少くも、從來考へられたる無感覺の放置とか、皆無の政治とか、或は單なる因循の意に於ける保守政治の墨守とかは、再考されねばならぬものと思はれる。七月王政末期の文化と思想との普遍の傾向の間に、論證史學者のギゾオの政治を見ることには、この學風の感化影響に由つて生ずることの上の考量を、必要とするものと思はれるのである。

Juillet de 1830 à 1848. Par. 1879. t. II.

- I. 1) Ernest Lavisse, *Histoire de France contemporaine*, t. V.
 - 2) Pierre de la Gorce, Louis Philippe, 1830—1848. Paris, 1931.
 - 3) *ibid.*
 - 4) Victor de Bied, *Histoire de la Monarchie de*
- 5) E. Lavisse, *ci-dessus*.
 - 6) P. de la Gorce, *ci-dessus*.
 - 7) Charles H. Pouthas, *La Jeunesse de Guizot*, (1787—1814). Par. 1936. chap. VIII. 4.
 - II. 8) V. de Bied, *ci-dessus*.

- 9) Louis Blanc, Histoire des Dix-Ans, 1830-40.
 10) E. Lavisse, ci-dessus.
 11) Thureau-Dangin, Monarchie de Juillet. t. VI.
 12) P. de la Gorce, ci-dessus.
 III. 13) V. de Bled, ci-dessus.
 14) *ibid.*
 15) P. de la Gorce, ci-dessus.
 IV. 16) Eduard Fueter, Geschichte der neueren Historiographie. München, 1925.
 17) Louis Halphen, L'Histoire en France depuis cent ans, Paris, 1914.
 18) Camille Jullian, Notes sur l'Histoire en France au XIXe siècle. Par. 1922. (Extraits des Historiens français du XIXe siècle.)
 19) "Mémoires relatifs à la Révolution d'Angleterre."
 20) "Etudes historiques."
 21) "Histoire parlementaire de France."
 22) E. Fueter, ci-dessus.
 23) "Essai sur l'histoire de France."
 V. 24) Ch. Pouthas, Guizot pendant la Restauration, Préparation de l'homme d'état (1814-1830). Paris, 1923.
 25) *ibid.*
 26) "Du gouvernement de la France depuis la Restauration."
 27) "Des conspirations et de la justice politique."
 28) Ch. Pouthas, ci-dessus.